

国立大学法人琉球大学岸本遺贈基金寄附金 人材育成支援事業  
海外留学支援制度（協定派遣） 実施要項

平成29年7月4日  
学 長 裁 定

（目的）

第1条 国立大学法人琉球大学岸本遺贈基金寄附金人材育成支援事業「海外留学支援制度（協定派遣）」（以下「本制度」という。）は、琉球大学（以下「本学」という。）に在籍している学生に対して、本学の学生交流協定に基づき短期間協定校へ海外留学（協定派遣）する費用の一部を奨学金及び留学準備金（以下「奨学金等」という。）として支援することにより、本学の学生の海外留学を促進するとともに、海外留学を通して自らの学修・研究を戦略的に展開する能力及び国際的な視野を有し、多様化する社会や持続可能な地球環境問題に対応できる地球市民（グローバル・シティズン）教育を推進することを目的とする。

（支援対象）

第2条 本制度の支援対象は、次に掲げる要件を満たす本学の学生とする。

- (1) 琉球大学短期交換留学生（協定派遣）制度に申請した者
- (2) 前年度の成績評価係数が2.30以上である者
- (3) 短期交換留学派遣先が北米又は欧州地域である者
- (4) 短期派遣留学（交換留学）期間内に、他の機関から助成を受けない者

（支援内容）

第3条 本制度の支援内容は、次の各号に掲げる奨学金等について、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

- (1) 奨学金 月額12万円（ただし、支給期間の上限は12か月とする。）
- (2) 留学準備金 24万円

2 奨学金等は、学生本人に給付するものとし、第13条に規定する場合を除き、返還の必要はないものとする。

（採用人数）

第4条 本制度の採用人数は、原則として年間2名とする。ただし、予算を確保することができない場合はこの限りではない。

（申請書類）

第5条 本制度に申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 琉球大学短期交換留学（協定派遣）制度申請書
- (2) 国立大学法人琉球大学岸本遺贈基金寄附金人材育成支援事業海外留学支援制度（協定派遣）留学計画書（別紙様式A-1）
- (3) 成績証明書

(申請書類提出先)

第6条 前条に定める書類は、申請する者が所属する学部等を経由して、別に定める提出期限までに、学生部国際教育課に提出することとする。

(選考)

第7条 選考は、琉球大学グローバル教育支援機構国際教育専門委員会の議を経て、学長が行う。

2 選考は、提出された書類を審査する方法により行う。

(選考結果の通知)

第8条 学長は、選考結果について、学部等の長に通知する。

2 前項の通知を受けた学部等の長は、申請者に対し、選考結果を通知する。

(遵守事項)

第9条 本制度に採用された者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受給申請書(別紙様式 B-1) その他の奨学金等の受給に必要な書類を学生部国際教育課に提出すること。
- (2) 原則として1か月毎に、在籍確認書兼奨学金請求書(別紙様式 B-2)を学生部国際教育課に提出すること。
- (3) 提出した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに理由書(様式任意)を添えて学長に届け出ること。
- (4) 原則として帰国後1か月以内に、留学報告書(別紙様式 A-2)及び派遣大学からの成績証明書(写し)を所属する学部等に提出すること。
- (5) 大学行事等において留学報告の機会がある場合には、積極的に報告を行うこと。

(学修状況の報告)

第10条 学部等の長は、提出された留学報告書(別紙様式 A-2)及び派遣大学からの成績証明書(写し)を取りまとめた上で、学長に提出しなければならない。

(奨学金等の支給)

第11条 留学準備金の支給は、受給申請書(別紙様式 B-1)を確認した上で行う。

2 奨学金の支給は、在籍確認書兼奨学金請求書(別紙様式 B-2)を確認した上で行う。

(奨学金等支給の取消)

第12条 受給者が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金等の支給を取り消すことができる。

- (1) 提出した書類の記載事項に虚偽があった場合
- (2) 休学又は長期欠席した場合

- (3) 第9条に定める義務を怠った場合
- (4) 訓告、停学又は退学の懲戒処分を受けた場合
- (5) 修学状況等が著しく不良であると判断された場合
- (6) 前各号にかかげるもののほか、受給者としての資格・要件を欠くに至った場合

(奨学金等の返還)

第13条 本制度に採用された者が留学を辞退した場合又は前条の規定により奨学金等の支給を取り消された場合は、受給した奨学金等の全額又は一部を返還しなければならない。

(改廃)

第14条 この要項の改廃は、学長が行う。

附 則

この要項は、平成29年7月4日から実施する。

附 則（平成30年5月30日）

この要項は、平成30年5月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月13日）

この要項は、令和元年5月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。